

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

公 告 ○ 博物館の登録の変更	社会教育・文化財保護課	1頁
-----------------------	-------------	----

公 告

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項及び三重県博物館登録規則（昭和27年三重県教育委員会規則第59号）第6条第2項の規定により、次のとおり三重県博物館登録原簿を変更します。

平成29年10月27日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

1 変更事項

設置者の名称	変更前	公益財団法人東海水産科学協会
	変更後	鳥羽市
名 称	変更前	海の博物館
	変更後	鳥羽市立海の博物館
変更の理由		鳥羽市が購入したため

2 変更期日 平成29年10月3日

発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社